平成20年度第3回带広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時:平成21年2月18日(水)午後7時

場所:市役所庁舎10階 第5会議室B

- □ 会議次第
- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 平成20年度第2回障害者支援部会の議事録確認 資料
- (2) 帯広市障害者計画の進捗状況について
- (3) 平成21年度障害福祉予算の概要について
- (4) 第2期帯広市障害福祉計画(案)について
- (5) その他
- 3. 閉 会
- □ 配布資料

|資料-1| 「帯広市障害者計画」の施策体系及び実施状況、帯広市障害者計画概要版

資料-2 平成21年度障害福祉 予算の概要

|資料-3| 第二期帯広市障害福祉計画(案)

- □ 出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 (10名中6名出席) 吉田征夫委員(部会長)・畑中三岐子委員(副部会長) 佐藤千恵専門委員・眞田清専門委員・坂村堅二専門委員・白木喜子専門委員
- □ 事務局

鈴木康悦障害福祉担当調整監 · 世良田敏朗福祉司 · 西野敏春課長補佐 榎本泰欣主任補 平成20年度第3回带広市健康生活支援審議会障害者支援部会 議事録

日時:平成21年2月18日(水)午後7時

## 開会

## 事務局

ただいまから今年度の第3回の健康生活支援審議会障害者支援部会を開催いたします。

それではさっそく会議に入らせていただきます。本日は4名の委員が欠席ということでご連絡がきておりますけれども、過半数の出席をいただいておりますので、成立しているということで会議に入らせていただきます。それでは部会長、よろしくお願いいたします。

# 部会長

第3回の健康生活障害者支援審議会の障害者部会にお疲れの中お集まりいただき、 誠にありがとうございます。

まず第2回の議事録の確認ですが、ご意見やご質問はありませんか。

「なし」の声あり

それでは、本日の会議次第の2番目です。障害者計画の進捗状況についてお願いいたします。

#### 事務局

それでは私のほうから、「帯広障害者計画」の進捗状況について、ご説明いたします。お手元に障害者計画の概要版のコピーがあると思います。もうひとつ資料(2)の「施策体系及び実施状況」と合わせて見比べていただけたらと思います。

現在の「障害者計画」は、平成12年度から21年度までの10ヶ年計画でありまして、22年度からの次期計画につきましては、以前、ご説明させていただきましたとおり、今年度から来年度にかけ、2ヶ年で策定することとなっておりまして、現在、作業を進めております。

本日、後ほどご審議いただきます、もう一つの「障害福祉計画」につきましては、 本年度中に策定の予定ですが、「障害者計画」につきましては、22年度に入ってか ら、本部会でも本格的にご審議いただくことになろうかと思いますので、よろしくお 願いいたします。

お手元の「概要版」の3頁をお開きいただきますと、「第3章 計画の基本的考え 方」として、まず、「1. 基本理念」と「2. 基本方向」を述べております。

「基本方向」としては、3頁の下段から4頁にかけて、

- (1) 障害者とともに進めるまちづくり、
- ② 心のかよいあう在宅サービスの推進、
- ③ 障害者にやさしいまちづくりの推進、

の3本の柱をかかげて、諸施策を進めております。

「概要版」の5頁と6頁に、「施策の体系」を一覧にしておりますので、それと「資料1」を合わせてご覧ください。20年度に取り組んだ主な事業を、太字で記載しておりますので、かいつまんでご説明いたします。

「資料1」の2ページのところ、障害者支援部会と自立支援協議会を掲載させていただいております。障害者支援部会につきましては、昨年8月25日、11月19日、そして本日を合わせて第3回の開催としております。

3頁一番下になりますが、広く市民に障害者に乗馬セラピーの効能を普及するため、 障害者乗馬の専門インストラクターによる講演会と体験会を開催しております。畜大 の方をお招きした体験乗馬には、お子さんを中心に37名が参加し、講演会につきま しては50名の参加がありました。障害者乗馬につきましては21年度の予算もつい ておりますので引き続き開催して参りたいと思います。

次に、8頁の下段の方になりますが、地域生活を希望する在宅障害者や施設入所者に対して、平成23年度までに自立生活に向けた体験の場を供与する、地域生活体験ハウス事業を実施しております。障害者自立支援法の施行にともない、施設入所者の地域生活への移行、自立した生活を送っていただくための様々な施策のひとつとして、今年度帯広市が独自に開設したもので、今年につきましてはのべ80名が体験しました。体験した方にアンケートをとったところ、7割の方が「もう一度体験をしたい」と「さらに地域生活に向けて進んでみたい」と考えていることが改めて判りました。その他の20年度実績につきましては、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。なお、20年度の数値につきましては、現在の見込数値となっております。説明は以上でございます。

## 部会長

この件についてご意見やご質問はありますか。

#### 委員

地域生活体験ハウス事業のところで、平成23年度までに供与すると予定されていますが、それ以降はどうなりますか。施設から地域へ移行するというには、なかなか2、3年の短い期間で進むものでもないのかな、という気がします。

#### 事務局

平成18年度に計画を立てた段階から一応の目安として平成23年度まで、ということにしております。それ以降の次の段階につきましては、利用者の方の要望や、このままでいいのかどうかを含めて検討して参りたいと思います。

## 部会長

ほかにご質問はありますか。 「なし」の声あり

それでは議題の3番目、「平成21年度障害福祉予算の概要について」を議題とい

たします。事務局からの説明をお願いします。

# 事務局

それでは、平成21年度の障害福祉予算の概要についてご説明させていただきます。 資料2をご覧下さい。

平成21年度帯広市一般会計における民生費総額20,931,373千円のうち、障害福祉関係予算は2,894,505千円で、民生費全体の13.83%の割合となっております。また、前年度補正後最終予算2,875,880千円に対し、18,625千円増額(0.65%増)となっています。

予算の計上にあたりましては、これまでの実績や、自立支援サービス報酬改定などの変動要素を踏まえながら、必要なサービス量を確保いたしました。

また、障害者を取り巻く、喫緊の課題に対応するため、各種交通費助成の所得制限 見直しによる対象者拡大や、自立支援法の円滑実施のための対策事業のほか、昨年度 から実施した施設入所者等の地域移行を支援する地域生活体験事業も、引き続き実施 し障害者の福祉向上を図ってまいります。

資料の左側が二つの予算科目中の各事業の予算額になってございます。

この内容につきまして、ご説明させていただきます。

一つ目の障害者福祉費は、事業別に、「自立支援給付に要する経費」、「地域生活支援事業に要する経費」、「特別障害者手当等支給に要する経費」、「その他障害福祉サービスに要する経費」と5つに分かれております。

最初に、「自立支援給付に要する経費」につきまして、ご説明いたします。

自立支援給付は、居宅介護や重度訪問介護、行動援護等の「訪問系サービス」のほか、療養介護やデイサービス、施設入所支援等の「日中活動系サービス」などに要する費用、及び、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助などに要する費用として、1,696,689千円。

自立支援医療は、人工股関節置換や人工透析などの身体障害者の更生に必要な医療に要する費用として、224,786千円。

補装具は、身体機能の損傷を補うことで日常生活能力を回復するための給付に要する費用として、53,000 千円。

障害認定調査は、認定専門調査員や関係事務費などの費用として、12.794千円。

障害者自立支援審査会は、審査会委員報酬や関係事務費などの費用として、3,224 千円を計上し、以上、「自立支援給付に要する経費」として、合計 1,990,493 千円を 計上いたしております。

次に、「地域生活支援事業に要する経費」につきまして、ご説明いたします。

相談支援事業は、本庁や保健福祉センターの障害者相談員等の報酬や相談支援事業委託などの費用として、31,635 千円。

コミュニケーション支援事業は、手話通訳や要約筆記通訳の派遣などの費用として、 7,825 千円。日常生活用具は、特殊寝台や入浴補助用具などの給付に要する費用として 36,585 千円。 屋外での移動が困難な外出のための移動支援や、障害者等に日中活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息を目的とした日中一時支援、また、訪問入浴に要する費用として、合わせて 158,481 千円。

障害者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進、相談支援などを行う地域活動支援センターへの補助や、保健福祉センターで行っていますデイサービス事業に要する費用として、107,422 千円。

地域移行支援事業は、資料の右側、平成21年度の主要な施策の一番下に記載して おりますが、地域生活体験事業として、地域生活を希望する在宅障害者や施設入所者 に宿泊型の生活体験施設を供与し、地域社会で生活体験する機会を提供することによ り、障害者の自立を促すことを目的として、昨年度から実施している事業でありまし て、これに要する費用が、6,325千円となっています。

その他地域生活支援事業は、身体障害者送迎事業や視覚障害者リハビリテーション事業、音声障害者発声研修事業、自動車運転免許取得補助、精神障害者の回復者クラブ活動補助などの費用として、合わせて14,844 千円。以上、「地域生活支援事業に要する経費」として、合計、363,117 千円を計上いたしました。

次に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当などの「特別障害者手当等支給に要する経費」として、58,109 千円を計上いたしました。

次に、「その他障害福祉サービスに要する経費」として、重度身体障害者等移動制 約者タクシー料金助成事業や、心身障害者(児)及び精神障害回復者通所施設等交通費 助成のはか、心身障害児早期療育事業、ことばの教室や発達支援センター事業などに 要する費用として、126,307千円を計上いたしました。

次に、「障害福祉サービス事務に要する経費」として、自立支援介護給付費等審査 支払手数料や、障害者生活支援センターの運営に要する費用として、10,339 千円を 計上いたしました。以上、合わせて、障害者福祉費として、2,548,365 千円となって おります。

また、二つ目の重度心身障害者医療給付費につきましては、「重度心身障害者医療費特別給付に要する経費」として、346,140千円を計上いたしました。

二つの目の合計が、平成21年度障害福祉予算、2,894,505千円となっております。 資料の右側に、平成21年度の主要な施策を記載しておりますので、ご説明いたします。

最初の、障害者(児)交通費助成の拡大につきましては、重度身体障害者等移動制約者タクシー料金助成事業、心身障害者(児)通所施設等交通費助成事業、精神障害者回復者通所施設交通費助成事業の、各事業の所得制限を世帯単位から個人単位に見直して、対象者の拡大を図るもので、拡大後の各事業に要する予算額は表のとおりとなっております。なお、対象者数、予算額につきましては、前年の約1.5倍となっています。

次の、障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業でございますが、これは国が、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた平成20年度の緊急措置として、月額上限額の軽減や世帯範囲の見直し、軽減対象範囲の拡大などの「利用者負担の見直し」、及び、障害者(児)通所サービス等の報酬単価を4%引き上げ、「事業者の経営

基盤の強化」を行いましたが、これが継続されることとなったため、これらに要する 経費が、36,384 千円となっています。

一番下の「地域生活体験事業の充実」につきましては、先程、ご説明いたしました とおりでございます。

これらが、平成21年度の主要な施策となっております。

以上が、平成21年度の障害福祉予算の概要であります。

### 部会長

ご意見やご質問はありますか。

## 委員

まだ決定はしてはいないようですが、来年、障害者自立支援法を見直すという報道が出ていますね。応能負担に戻すというような内容だったと思うのですが、この21年度の予算はそれを見越して計上しているのですか。

## 事務局

与党のプロジェクトチームが応能負担に戻すことに決定したというような内容の 新聞報道ですが、報道の範囲でしかわかっておりません。具体的には厚生労働省から でも伝えてきておりませんので、現状ではまだわかっていない状態です。

いまのところ、来年度およそ想定されるものは、想定して盛り込んでいます。結局 1割負担を増すということになりますので、どの程度影響するかということなのですけれども、すでに様々な形で負担軽減 現実には、図っておりまして実質的には5%にも満たない。3%や4%程度の負担となっており、与党のプロジェクトチームは考え方が大事といっております。

根本的に応益負担が応能負担に変わるようなことを言っております。

#### 部会長

この問題に関係するかもしれないですけれど、帯広の障害者の子どもたち、知的は それほどでもないのだけれど、リハビリ施設が帯広に無いのがおかしいのじゃないか という意見があるんですよね。帯広市はそういう子ども達には何もしないんだって意 見があるんですね。子ども未来部との打合せでも障害者ということになると、子ども は障害者の範囲にはいって、リハビリについて帯広市は何もしないのでいいのかなっ て話が仲間からでた。障害って大人も子どもも同じではないかなって。

次に、議題の4番目、「第2期帯広市障害福祉計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

### 事務局

第2期帯広市障害福祉計画(案)について、かいつまんでご説明いたします。お手元に現在配布しておりますアンケートについて本編をお配りしておりますので、これにつきましては昨年最初の障害者部会のなかでアンケートの内容ですとかご報告、ご提

案をさしあげた経過がございます。それから昨年11月19日にアンケート結果と、 そのときにおよそこれと同じような形で骨子案という形でご説明させていただいた と思います。

その後、最終的には骨子案をもとに今年の1月13日から1ヶ月間パブリックコメントを実施しまして、その中でいただいたご意見を含めまして、今日ここでみなさんにお示しした案となっております。これにつきましては今日審議していただいた後、今月20日に予定しております市議会の厚生委員会に最終的に報告して、成案という形で4月以降実施して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

障害福祉計画(案)の具体的な位置づけですが、お手元の3、4頁をご覧いただきたいのですが、3頁のところをご覧いただければわかるかと思いますが、平成18年度に障害者自立支援法が施行されまして、その時点で23年度までの、自立支援法のいわば経過的期間といいますか、様々な移行期間というわけで6ヶ年にわたって定めております。6ヶ年に向けての数値目標、第一期の際に定めさせていただきまして、今年がそろそろ中間年ということで、後期の3ヶ年計画に向けて中間の総括をした上で、この第2期計画は後期計画という位置づけになっております。

さきほど、進捗状況のところでご説明いたしました障害福祉計画との関係について 隣の4頁のところに掲載しておりますけれども、障害福祉計画の中の生活に係るサー ビスについて具体的な位置づけをしているものでありまして、この障害者福祉計画の ほうは、さきほど申し上げましたとおり来年度に向けて見直しをして新たな計画を立 てるというふうになっておりますけれども、第2期帯広市障害福祉計画につきまして は、来年から3ヶ年、つまり当初の障害福祉計画の目標最終年度に向けた後期の3ヶ 年計画になっているという位置づけとなっていることを申し上げたいと思います。

具体的に3ヶ年の計画についてどのような進捗状況で、どういう方向を目指すのかということは10頁のところをご覧いただきたいのですが、「第一期計画の進捗状況と今後の目指す方向」という項目のところでございます。第一期の進捗状況あるいはその総括についてこの中で簡単に記述しておりますけれども、ひとつは、計画の中の進捗状況につきましては、向こうの第5章のところで出ておりまして、28頁の地域生活支援事業というのがあります。これは在宅の障害者の方が地域で生活する上で社会参加その他、具体的な活動するときに様々な支援をするサービスをする地域生活支援事業の中で展開するのですけれども、この地域生活支援事業の項目については、おおむね見込みのたてた量に沿った進捗状況になっていることがあげられます。

とくに28頁のコミュニケーション事業、相談支援事業これについては、計画に達していることで、上方修正しております。その他につきましても概ね計画どおり進んでいることが、それぞれの明らかになっております。一部計画通り進まないものがあります。これが地域生活支援事業以外の個別の障害福祉サービスの部分でございますけれども、とりわけ、18頁以降にこれらのサービスがそれぞれサービスごとに年次計画が載っております。18頁一番上のところの居宅介護、訪問系サービスの一番上になっていますが、こちらをご覧になっていただいてもわかるかと思いますが、計画と比較してかなり下回っているという状況であります。これについては、進んでいない事業があると思うんですけれども、この部分についての要因として3点ほどござい

ます。ひとつは制度改正がめまぐるしく変わってくるということで、制度が固まらないということで、いまがひとつ施設側のほうでサービス体系の移行が進んでいない原因としてあげられるかと思います。

それからもうひとつは、受け入れ側の態勢が具体的な、あるいは行政がそのなかで どういうかかわりをもっていくかというネットワークのなかでどういう受け入れを していくかということが構築されていないということがひとついえると。

もう一点は、そういう背景があるものですから、障害者の方ですとか、あるいはご家族の方がなかなか地域生活に踏み切れないという、3点が大きく背景にあって地域移行への計画が必ずしも前半の3ヶ年では結ばなかったということが、計画の中で遅れているところであります。そこで具体的に後期の3ヵ年について、それらのことを踏まえながら、どう進めていくかというところで、相談に重点項目、あらためて地域生活への移行を促進していくための方策として11、12頁以降に具体的に掲げていますけれども、ひとつは就労支援であり、ひとつは具体的な地域生活移行のための居住環境整備を含めたサポートであり、もうひとつは13頁のところに書いてありますけれど相談支援体制の充実、こういった3つの具体的な重点項目を進めていきながら、平成23年度に向けた地域生活移行を今後推進し、計画、今回の第二期計画の柱ということでここに記載しているところでございます。

具体的な数値目標につきましてはすでに第2期計画のところで6年後の最終年度の数値目標掲げておりまして、同じ数値が、それが14、15頁にかけて3項目の数値目標として掲げております。

ひとつはさきほども申し上げましたけども、施設入所者の地域移行を23年度までに79名を移行するという想定をして、今後の計画を進めるということ、それから、入院中の精神障害者の地域移行の目標39名、これは第1期の計画で掲げた数値目標そのままであります。それから、施設入所者の一般就労への移行を促進するということで18名、23年度までの目標にあらためてこれらの数値を固めていくことにしております。

第4、5章につきましては、さきほども申し上げましたとおり、ひとつは、訪問系サービス居住系のサービスをそれぞれの見込み数値を掲げております。16頁以降は障害福祉サービス、28頁以降は地域生活支援事業に係るそれぞれの目標を掲げております。これも第一期計画で掲げたのを踏襲して23年度の数値としてこの計画の中に記載しております。28頁から29頁二つの事業、相談支援事業とコミュニケーション支援事業については、20年度においてほぼクリアをしておりますので、23年度の数値については上方修正していただいています。この地域生活支援事業の一つとして31頁にも地域活動支援センター事業については、道の補助が一部見直しをされるということで、関係者の方が、様々な運動していただいた成果もあって、道のほうは最終的に補助金を続けるということで決定されていることですけども、今後の移行を踏まえた中で、この中では23年度には11カ所になるという想定ですすめております。そのほかについては、第一期計画を踏襲する形での数値を示していただいております。それから33頁の計画推進体制については、今後実施計画とも、今日お集まりいただいております障害者支援部会の中で、具体的な効果あるいは進捗状況、進行

管理、具体的な取組の問題点、計画につきましては自立支援協議会の中でそれぞれ審議を考えております。

資料のアンケートの調査結果をご覧いただきたいと思いますけれども、この中でも 地域生活を今後かなりの方が希望をされているということで、今後の大きな柱、根拠 になるのかなと、38頁のところで載ってございます。地域生活体験事業に参加をさ れた方、利用された方にアンケート調査ということで、114名の方が利用されまし て、そのうちに81名の方が「また利用したい」ということで、希望されているのか なというところです。以上でございます。

## 部会長

いまの帯広市の説明に対して、ご意見やご質問があれば伺いたいと思います。

### 委員

第一期の重点項目であった3つの柱の中で、地域生活支援事業がおおむね数値目標を達成しているということを聞きまして、これはやっぱり行政とかかわっている方々の熱意で目標を達成できたのではないかということで、非常に感謝しているところです。

ただ、施設から地域移行の促進とか、就労支援の強化というところがまだまだということで、これを第二期計画の重点項目においているというのはまさにそのとおりで、地域で自立した生活を送りたいという方がたくさんいるにもかかわらず、なかなかそうならないというのはここらへんに問題があるのだと思いますし、とくに就労支援というか、働く場、働いて得るお金がなければ、地域移行がともなってこないということが身にしみて感じておりますし、なかなか一般就労というのが、私も障害の方にかかわっておりますが、実際に難しい方が非常に多いです。そういうところで、福祉的就労の底上げだとか、ここに官公需と書いてありますが、こういう部分にぜひお力を入れていただいて、次年度は政策の中にこういうものが入ってくるようなことを期待したいと思っております。

おかげさまで生活体験ハウスという素晴らしいものを創っていただいて、実際に一人暮らしを体験できる素晴らしいものができている中で、そこにいて「あ、一人暮らしをしたい」と思っても、それをできる環境にないというのはかわいそうかな、と思いますので、ぜひこの体験ハウスの事業を活かせるように継続でいろんな事業をやっていただけたらと思います。

## 部会長

お願いということでよろしいですね。

# 委員

はい。

## 委員

いまの体験ハウスですが、これは一泊二日とか、どういう形でやっているのですか。

## 事務局

これはまだ1泊、最高でも3泊までの利用。要綱上は3ヶ月までとなっております。

#### 委 員

場所はどこになりますか。

## 事務局

西24条南3丁目です。

### 委員

ハウスの周りのバリアフリー状況というのはどんな感じですか。住まいでの体験ハウスですから、買い物などを自分でやっていくわけですよね。ハウスの周りの環境もいろいろ出てくるのだと思うのですが。

聞いていていいな、と思ったのは、むかし東京の新宿区の体験ハウスみたいなところを見学しにいったことがあって、新宿区の周りのところというのはすごくバリアフリー、周りの環境も電動車椅子の人間が買い物に行ってもちゃんと対応してくれる、なんというか根回しがあって、これなら自分でアパートで生活できるかもしれない希望がわく。だからハウスそのものもそうなんですけれども、体験を通して周りの部分で、根回しというのはないかもしれないけれど、計画する部分での、ケアというかやることによって本人のモチベーションもあがるだろうし、そういうのが地域生活の移行につながっていくのかな、という気がしましたので、体験ハウスを使って重点項目に移行促進というのがあるのであれば、そういうことをやることによって移行の促進が図れるのではないかという感想になりましたが。

## 事務局

愛灯学園という障害者の施設がありまして、周辺については、普通の住宅街で、身体障害者のために特にバリアフリーになっているかといえば、そうなってはおりません。

#### 事務局

つつじヶ丘学園とか愛灯学園とか、地域もノーマライゼーションの推進地区でもあり、心のほうのバリアフリーは、たぶん地域でもあり、周りにも大きなフクハラとかコンビニとかあるんですけれども、買い物とかしていても意外と皆さん自然に接してくれると話を聞いています。

#### 委員

何もやってなくて、世間の風は冷たいなあってなってしまうと中々話も進まないの

かな。一回体験すれば、その人によってどこの部分が障害になってくるか具体的な部分が出てくると思うので、問題になってくる部分が明確になってくればなによりのことと思います。本人が解決できる方であればいいですけれども、もしそこの部分で一緒に寄り添ってやることができるんであれば、そういうふうにやることでいい場ができると思います。

僕が新宿区に行ったときはすごいびっくり。もう10年くらい前なんですけども。

## 事務局

繁華街というかそういう

## 委員

戸山地区といって、乙武さんがいた、周りには早稲田大学とかがあって、障害者団体の本部が昔からある所で、割と街中はバリアフリーが多い進んだ地域でした。10年前でもかなり進んでいたほうだと思うんですけれども。

僕は、そこに電動車椅子の人と一日一緒に「どんなふうにやっているのかな」と思って周っていたら、地域の人が温かいというか、普通に生活していて、その方は「もうこのハウスは出て行くんだ」といって今はアパートをバリアフリー化して、そこに行ったら、ああやっているんだ。そういうのがなかったらたぶん、介助していた人が言っていたんですけども、そういうのがなかったら、あの子は外に出ようとは思わなかっただろうと、それは新宿区の職員の方や障害者団体の人が要望していって変えていったという経緯があったと聞いていたんで、そういう環境があることが、施設や周りを含めて重要かなと思います。

## 事務局

住民の理解。

#### 委 員

ええ、そうですね。もしその人が生活できるってなれば、たとえば西帯広のどっかのアパートを借りてやっていくこともできるのかなって。そういうところからどんどん広げていけば前向きに具体的にいくのかなと思うんですけども。いきなり帯広市全体を変えるとなると難しいと思うんですけども、それだけでは無理という方ももちろんいると思うんですけども、とにかく一番思ったのは施設から出たら怖かったと思うんですね。介助の人に聞いても、歩いたらびくびくしているし、お店の人に声はかけられないし、一つ一つのことが全部怖かったという。それはそうですよね。施設の中にずっといたわけだから、だからそういう部分だけでも先に心のバリアを取り払って、それがなかったらなかなか進まないだろうなって思ったものですから。

#### 部会長

よろしいですか。

## 委員

もう一点。16頁のところの第4章障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策とありますが、ここらへんの中で旧体系から新体系への移行ということで、新しい障害福祉サービスということを言われているんだと思いますが、新しい障害者サービスの中に、新しいサービスを作られている事業所さんも増えているんだとは思うんですが、そういう事業所さんを支援するとか、指導するとか、監督するっていうのも行政の立場ではないかなという思いもありまして。事業所があればいいというものでもないと思いますので、ぜひ事業所が事業をきちんとやっているかどうか見極めてご指導いただけたらと思います。

## 部会長

せっかくの機会ですから、まだほかに何かあれば。

# 委員

子育て関係なんですけどね、手帳を持っていない軽度の障害がある場合にはコミュニケーション支援サービスとか、生活支援用具サービスとかそういうものを受けられないのか。

#### 事務局

具体的になんかそういう受けたいサービスはあるのかな。

## 委員

家事援助とか、聞こえないということで、やっぱり一般企業の就職活動とか受け入れられないというところもあったり、なんとか、聞いたことありますし、自立支援制度も使えないこともありますし。

#### 事務局

そうですね、ええ認定受けられないと。

# 部会長

結局認定されないとだめなんでしょうきっとねえ、それが法律の存在となる。

## 事務局

一番困られている方がどういう方なのか、どういうことなのかお話をお聞きしたい。 たとえば就労先の方にご配慮をお願いするとか。

# 委 員

自立するのに、一番の問題は経済的問題ですので。

# 事務局

年金プラス何がしかの収入があれば自立が可能だと思う。何がしかの収入をいかに 確保するのがひとつの目標となるのではないか。

# 部会長

どうでしょうか。よろしいですか。それでは事務局のほうからなにか事務連絡はありますか。

# 事務局

とくにございません。

# 部会長

それでは本日の障害者支援部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。